

## まちの魅力を創造する提案活動支援交付金

令和6年4月

古河市役所シティプロモーション課

市民の皆さんが企画・実施する活動で、魅力にあふれ、市の活力向上につながることを期待できるものを「まちの魅力を創造する提案活動支援交付金 5万円(限度額)」の交付によって、古河市が支援します。

ぜひ、たくさんの市民が参加できて、楽しく、ワクワクする活動に取り組んでください！

【1 対象活動】 活動対象は、次の要件をすべて満たすものです。

- (1) 活動の場所は市内です。
- (2) テーマや目的は、1つだけでなく複数設定してください。
- (3) 興味を持った市民が主催者の一員に加われるよう広く募集してください。
- (4) 参加者も参加しやすい活動にしてください。
- (5) 交付決定を受けた年度中(3月末まで)に完了しなければなりません。
- (6) 以下の(ア)~(オ)のいずれにも当てはまらないものです。
  - (ア) 本市から他の交付金等の交付を受けている活動
  - (イ) 政治又は宗教を目的とする活動
  - (ウ) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とする活動
  - (エ) 同一年度内での同一申請者による活動
  - (オ) これら以外でも交付金の対象として適当でないと認められる活動



- 対象活動は、複数の目的を持って、開催する側にも、参加する側にも多くの市民が参加され、市民同士のつながりが広がっていくことを期待するものです。特定の人だけで行う活動は対象となりません。
- 営利を目的とする活動は、交付金の対象としてふさわしくありません。材料費など実費相当での譲渡は可能です。
- SNS や YouTube などを通じて、古河市の良さ、楽しさが広く発信されることも期待しています。
- 同じ内容を継続して実施する場合でも、要件を満たせば3カ年を上限に交付金を交付することが可能です。

【2 対象者】 成年の市民で構成される団体であって、次の要件を満たす場

合が対象となります。

- (1) 申請時点で過半数が市内在住であること。
- (2) 申請時点で構成員が全員成年であること。
- (3) 活動の拠点が市内であること。
- (4) 暴力団関係者が関与しないこと。



- 個人での活動は、対象となりません。
- 対象者の要件を満たさない場合でも、活動の内容によっては特別に認める場合があります。

【3 交付金】 交付金の対象は、活動に必要な経費のうち、次の表に記載されているものです。原則として5万円まで、1年度に1回限りです。

対象経費	内容
報償費	講師、専門家等への謝礼等
旅費	交通費等
消耗品費	事務用品、材料、資材の購入費等
食糧費	提案活動の講師・専門家等及び提案活動の協力者へのお茶代等（懇親会費等は除く）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
燃料費	ガソリン等の購入費用
光熱水費	灯油、電気、ガス、水道料等（団体等の事務所等の管理運営に要したものを除く）
通信運搬費	郵送、宅配費等必要な通信費
手数料	口座振込手数料等
保険料	提案活動の開催時に加入する保険料等
使用料・賃借料	提案活動で使用する施設使用料、物品の賃借料、通行料金等
委託費	専門的知識、技術等を要する業務の外部への委託費用
その他	市長が必要と認める経費



- 提案活動に関連しない経常的な経費、人件費は対象外です。
- 支出を証明する書類がない経費、不適切な経費も対象外です。

#### 【4 応募から支援交付までの流れ】

- (1) 事前相談 シティプロモーション課へ事前相談してください。
- (2) 申請 必要な書類を作成して、申請してください。
  - ① まちの魅力を創造する提案活動支援交付金交付申請書（様式第1号）
  - ② 企画説明書（別紙1）
  - ③ 構成員名簿（別紙2）
  - ④ 収支予算書（別紙3）
  - ⑤ 状況により、他の書類の提出をお願いする場合があります。
- (3) 審査・決定 申請された書類によって市役所で審査をし、交付の可否を決定します。決定した内容は、書面で通知します。



- 交付を決定する場合に、条件を付けさせていただく場合があります。
- 交付決定額の9割以内の額を概算払いできる場合があります。

- (4) 実績報告 活動完了後20日以内、またはその年度の3月末日までのいずれか早い日までに、実績報告をしてください。
  - ① まちの魅力を創造する提案活動支援交付金実績報告書（様式第6号）
  - ② 収支決算書
  - ③ 支出を証明する書類の写し
  - ④ 活動の実施状況が分かる書類（写真などを利用してください。）
  - ⑤ これら以外にも書類の提出をお願いする場合があります。



- 交付決定を受けた活動が申請内容と異なる場合は、交付金を交付できないことがあります。申請内容が変わる場合や実施できない可能性がある場合などは、あらかじめ変更申請してください。

- (5) 交付確定 市役所が実績報告の内容を審査して、交付金の額を確定し、書面で通知します。
- (6) 請求 交付確定通知を受けとったら、まちの魅力を創造する提案活動支援交付金交付請求書（様式第8号）によって交付金を請求してください。



- 交付金を受けた活動に関する書類は5年間保存してください。

#### 【5 相談・提出先】

古河市役所 企画政策部 シティプロモーション課

〒306-0291 古河市下大野 2248

TEL：0280-92-3111 FAX：0280-92-3088

Mail：city.pr@city.ibaraki-koga.lg.jp

例えば… アンティーク仲間を増やそう！

- ・アンティーク好きが集まるマルシェを開催し、賑わいを創出する
- ・直販とフードコートで古河の野菜をPR

例えば… 手づくりアクセの展示会

- 古河市の特産品を模した手作りの手芸品、工芸品を作成し、特産品をPR
- 壊れてしまったアクセサリーをリメイクさせる教室を開催し、SDGsに貢献する

※材料費相当での販売に限ります。

営利目的で販売する場合は交付金の対象になりません。

例えば… 古河のまち歩きマップ作成

- JRで来る人に古河を散策してもらおう
- 避難施設を表示して災害時の避難誘導ができるようにしよう

例えば… スポーツ選手から教わる野球教室

- 子どもたちを始めとした参加者に運動の楽しさを教え、市民の健康増進を図る。
- ゲストの好物のラーメンにスポットを当て、飲食ブースとして市内のラーメン店を多数出店し、商業の振興を図る。